

取扱要綱第3条第3号関係

子メーター設置基準

<p>負担区分 (普通式)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 メーターは水道部が貸与する。 2 メーターの初回取り付けは所有者等の負担で行う。 3 メーターの自然故障及び検定満期に伴う定期取替（8年間）は水道部が行う。 4 メーターの故障等の原因が居住者、所有者等の場合はその原因者の負担とする。 5 メーターの初回取り付けの為の資材及び工事費については所有者等の負担とする。 6 メーターの取替に支障がある場合や、漏水等がある場合の維持管理に要する費用は所有者等の負担とする。
<p>負担区分 (遠隔式)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 メーター及び集中検針盤の購入・設置は所有者等の負担とする。 2 メーター及び集中検針盤の破損、故障等の修繕費用は所有者等の負担とする。 3 メーターの検定満期（8年間）に伴う定期取替は所有者等が行う。 4 メーターの取り付けの為の資材及び工事費については所有者等の負担とする。 5 メーターの取替に支障がある場合や、漏水等がある場合の維持管理に要する費用は所有者等の負担とする。
<p>設置要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 メーターの設置について、各戸使用者が不在の場合でも検針及び取替業務に支障のない場所を確保すること。 2 メーターの設置場所周辺の整理整頓に努め、検針及び取替業務が容易に出来る状態を保つこと。 3 メーターの設置について、各戸のパイプスペース内又は玄関前付近に設置し、各戸の室内に設置しないこと。 4 メーターをパイプスペースに設置する場合は開口部の中央付近に設置すること。 5 パイプスペースの扉は検針等の支障にならないよう常時開閉できるようにし、施錠しないこと。 6 メーターの初回取り付けは、水道部が指定するメーター番号のメーターを各設置位置に取り付けること。 7 全ての水栓(共用栓及び散水栓)は、メーターを通過させること。 8 地下等に給水施設が存在する場合、メーターは地上で検針しやすい場所に設置すること。
<p>設置基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 メーター付近には、メーターに影響を及ぼすような器具等を設置しないこと。 2 メーターと他の配管等の間隔は検針及び取替業務が容易な広さを確保すること。 3 メーターは水平に設置すること。 4 検針に支障のないようにメーターの蓋が全開できるスペースを確保すること。 5 複数のメーターを隣接し設置する場合の間隔は、検針及び取替業務が容易な広さを確保すること。 6 メーターの一次側、二次側に設置する給水装置については、うるま市給水引込配管標準図のとおりとする。

うるま市給水引込配管標準図

